

医療費のお知らせ (医療費通知)

健康管理の重要性をより強く意識していただくため、対象期間に医療機関等を受診したすべての被保険者の皆様へ「医療費のお知らせ(医療費通知)」を年2回ハガキで送付しています。

医療費のお知らせを活用しましょう

診療日数や医療費等に間違いがないか確認するとともに、医療費の推移や健康状況を把握することで自身の健康管理に努めましょう。

(イメージ図)

受診年月	診療を受けた 医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和6年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
令和6年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
令和6年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合 計				230,000	23,000		11,490	6,900

医療費控除の申告について

医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署へお問い合わせください。

発送予定月・対象診療月

発送予定月	診療月
令和7年1月(上旬)	令和6年1月～9月
令和7年2月(下旬)	令和6年10月～12月

※お亡くなりになった方には発送しておりませんので、必要な場合は市区町村窓口または北海道後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

受診の際の 留意点

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 有床義歯(入れ歯)を作製後、6か月の間に同一部位を作製した場合、保険適用となりませんので、注意しましょう(他歯科医院で作製した場合も同様です)。
- 道外転出や生活保護受給開始で北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を喪失した後に保険証(または資格確認書)で医療機関を受診した場合、医療費を返納していただくこととなります。
※医療機関を受診する際は、注意しましょう。

健康診査 を受けましょう

- 健康診査は、ご自身の健康状態、フレイル状態を知る第一歩で、生活習慣病の発症や悪化防止、フレイル防止につなげる機会となります。
- 1年に1回健康診査を受けて、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に努めましょう。
《詳しくはお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。》